

十日町市立学校学習者用端末等使用ガイドライン

1 このガイドラインについて

このガイドラインは、十日町市立学校で貸与する学習者用端末（タブレットやパソコン。以下「端末」といいます。）を、安全かつ適切に使用するためのルールを十日町市立学校学習者用端末貸与要綱に基づきまとめたものです。

端末の貸与にあたっては、保護者の方に貸与依頼書を提出していただき、本ガイドラインを含む関係規定を守っていただくことを約束していただいています。

児童生徒及び保護者の皆様は、本ガイドラインの内容をよく理解し、必ず守ってください。

2 端末は市の財産です

- 端末は十日町市の財産です。
- 学習のために貸し出しているものであり、自由に使ってよいものではありません。
- 丁寧に取り扱い、大切に使用してください。

3 基本的な使い方

端末は、次の目的で使用してください。

- 授業での学習
- 宿題や家庭学習
- 学校が認めた活動

4 使い方のルール

このガイドラインには、「必ず守ること」と「守ってほしいこと（心がけ）」があります。

下の A・B は必ず守るルールです。ルールを守っていない間に端末を壊したり失くしたりした場合は、弁償をお願いすることがあります。

C は健康のための大切な心がけです。守らなかったこと自体が弁償につながるものではありません。

A 端末の取扱いルール（必ず守ること）

- ・ 学習に関係のない目的（ゲーム、動画視聴など）で使わない。
- ・ 他人に貸したり、他人の端末を使ったりしない。
- ・ 設定を勝手に変えたり、アプリを無断でインストールしたり、分解・改造・自分での修理をしたりしない。
- ・ 学校の許可なく持ち出さない。
- ・ 水回り（風呂場・洗面所・台所など）、飲み物のそば、ストーブの近くのように高温になる場所、不安定な場所で使用・保管・放置をしない。
- ・ 常に専用ケースに入れた状態で使い、使わないときはふたを閉じる。
- ・ 手に持って走ったり、強い力を加えたりしない。
- ・ 使わないときは、安全な場所に保管する。

B 情報モラル（必ず守ること）

- ・ 自分や他人の個人情報を、インターネット上に公開しない。
- ・ 写真・動画の撮影や録音をするときは、写る人や話す人の許可を得る。
- ・ 他人の作品や表現を尊重し、使用するときは許可を得る。
- ・ アカウント名やパスワードは自分で適切に管理し、他人に教えたり使わせたりしない。忘れたときは学校へ連絡する。
- ・ 人を傷つける書き込み（誹謗中傷など）や、不適切なサイトの閲覧・投稿、違法行為をしない。

C 健康の心がけ（守ってほしいこと）

端末を長時間使い続けると、目や体に負担がかかります。学校でも家庭でも、次のことに気を付けて使用してください。

- ・ 30分に一度は画面から目を離し、目を休めましょう。
- ・ 画面と目の距離は30cm以上離しましょう。
- ・ 学校から指示された使用時間を守りましょう。
- ・ 正しい姿勢で使いましょう。

5 故障・紛失したとき、費用負担（弁償）について

学習者用端末等に故障、破損、紛失、盗難その他の異常が生じたとき（その疑いがある場合を含みます。）は、その内容の大小にかかわらず、**速やかに学校へ連絡してください。**

そのうえで報告書の提出や費用負担については、「どこで（誰の管理のもとで）」起きたかによって、次のように考えます。

■学校にいるときなど、学校の管理のもとで起きた場合

報告書の提出

学校が状況を確認し、教育委員会へ報告します。ご家庭から報告書を提出していただく必要はありません。

費用負担

授業中、休み時間、登下校中など、学校の管理のもとで起きた破損・紛失については、原則として費用はかかりません。ただし、わざと壊したり、なくしたりした場合（故意）は、費用を負担していただきます。

（費用負担のない場合の例）

- ・学校の指示に従いランドセル等に適切に収納していたが、登下校中の転倒により破損した
- ・授業中に机の上で使用していたところ、誤って落下し、破損した

■家庭など、学校の管理のもとにないときに起きた場合

報告書の提出

学校へ連絡したうえで、別途定める「学習者用端末等故障等報告書」（様式第3号）を学校へ提出してください。

なお、通常の使用に伴い自然に生じた故障（自然故障）であり、落下、衝撃、水濡れその他の外部的要因によらないことが明らかなきときは、報告書の提出は不要です（学校への連絡は必要です。）。

費用負担

家庭での使用中などに起きた破損・紛失については、次の「判断の基本的な考え方」と、（１）（２）の区分により、費用の要否を判断します。

判断の基本的な考え方

弁償が必要になるかどうかは、「その場所・その方法で使えば破損や紛失するおそれがあることが、少し注意すれば分かったかどうか（予見可能性）」を基準に判断します。通常の使い方の中で起きた予測できない事故については、原則として費用はかかりません。

(1) 弁償が不要な場合

次のような場合は、原則として費用はかかりません。

①家庭学習中において、通常の使い方をしていたにもかかわらず発生した予測できない事故

(偶発的な事故)

(例)

- ・机の上で使用していたところ、誤って机の端から落下し、破損した
- ・椅子に座って使用していたところ、手が滑って落下させ、破損した
- ・通常の使い方をしていたところ、原因不明の不具合（電源が入らない、画面が映らない等）が発生した

②普通に使用していて発生した故障（経年劣化を含む）

(例)

- ・使用年数の経過に伴い、バッテリーの持ちが悪くなった
- ・通常使用の範囲で、キーボードの一部が反応しなくなった
- ・通常使用の範囲で、画面タッチの反応が鈍くなった

③盗難にあった場合

警察に被害届を提出し、受理された場合は、原則として費用は掛かりません。

ただし、人目につく場所に長時間放置していた等、管理が著しく不十分であったと認められる場合を除きます。

④自然災害による破損・紛失

地震、風水害、落雷その他の自然災害により破損し、または紛失した場合

(2) 弁償が必要になる場合

次のような場合は、費用を負担していただくことがあります。

なお、以下の例示は代表的なものであり、これらに当てはまらない場合でも、状況に応じて費用を負担していただくことがあります。

①故意による破損・紛失等

意図的に端末を壊したり、なくした場合

(例)

- ・ 端末を投げる、たたきつける、踏みつける
- ・ 故意に画面を割る、傷をつける
- ・ わざと紛失した、または隠した
- ・ 端末を他人に譲渡し、または売却した

②重大な過失（著しい不注意）による破損・紛失等

「重大な過失」とは、少し注意すれば破損や紛失を防げたにもかかわらず、その注意を著しく怠った場合をいいます。

(例)

- ・ 風呂場、洗面所、飲み物の近くなど、水濡れが予見できる場所での使用・保管
- ・ ストープの近く、真夏の車内など、熱による破損が予見できる場所での使用・保管
- ・ 積み上げた本の上、クッションの上など、不安定で落下が予見できる場所への放置
- ・ 屋外、公園、店舗等への放置・置き忘れ
- ・ 手に持って走るなど、不適切な持ち運び
- ・ 端末の上に座る、重いものを載せるなど、過度な圧力をかけること
- ・ ペットがいる場所への放置
- ・ 端末の分解・改造、または学校を通さない修理

③ルール違反中に生じた破損・紛失等

要綱、要領、本ガイドラインまたは学校の指示に違反した使い方をしている間に発生した破損・紛失については、たとえ偶発的な事故であっても費用を負担していただくことがあります。

(例)

- ・ 学校の許可なく持ち出した先での破損・紛失
- ・ 学習に関係のない用途（ゲーム、動画視聴等）で使用中の破損

(3) 弁償額の考え方

弁償額は、原則として次のとおりです。

- 修理できる場合 → 修理にかかる費用
- 修理できない場合・紛失した場合 → 同等の機器を新たに購入する費用

※ 原則として、実際にかかる費用の全額をご負担いただきます。

6 ルールを守らない場合

ルールが守られない場合は、次のような対応を行うことがあります。

- 端末の使用制限
- 一時的な回収

7 最後に

- 端末は、皆さんの学びを支える大切な道具です。
- 正しく使うことで、学習の幅が大きく広がります。
- ルールを守り、大切に使いましょう。